

地質調査業務の入札時における最低制限価格等の算定誤りについて（検証結果の概要）

堺市上下水道局が令和6年2月に実施した三宝水再生センター地質調査業務（5-1）の入札において、予定価格及び最低制限価格の算定を誤って入札を執行し、本来契約の相手方とならない事業者と契約していたことが判明しました。本事案を受け、上下水道局内に対策チームを設置し、違算要因の分析・検証と初動時の対応の検証を行いました。

経緯

- 令和6年2月6日、三宝水再生センター地質調査業務（5-1）の開札を行い、2月26日に契約締結。
- 3月7日、入札に参加した事業者から最低制限価格の算定に誤りがないかとの指摘。
- 3月8日、設計内容と予定価格の確認を行い、誤りがないことを回答。
- 3月13日、同事業者から再度同様の指摘。
- 3月14日、同事業者へ回答に時間を要するため、4月以降の回答になると連絡。
- 4月5日、最低制限価格の算定に誤りがあったことが判明。
- 4月18日、予定価格の算定にも誤りがあったことが判明。
- 4月22日、本件の入札に参加した全事業者に対し、説明及び謝罪し、契約を継続することの了解を得る。
- 4月26日、本件について報道提供を実施。

原因及び課題

① 予定価格の誤り

- 予定価格の誤りは、積算システムのエラーにより、旅費交通費が適切に合計されなかったもの。また、積算システムを用いているため「正しく計算されている」という思い込みによりチェックが不足した。

② 最低制限価格の誤り

- 最低制限価格の誤りは、最低制限価格を算定するための内訳書（公表用内訳書）への入力に誤りがあったもの。内訳書は手入力で作成するため、ヒューマンエラーが発生しやすい作業であり、内訳書の使用や入力のルールに不明確な部分があった。
- 内訳書の使用や入力のルールに不明確な部分があったため、担当者の誤認が生じ、また、審査担当者も十分内容を把握せずに確認している状態であった。

③ 事業者からの疑義に対する初動対応

- 初動対応時に最低制限価格の設定に誤りがあることが判明していれば、その時点で契約解除を含む対応の検討が可能であった。
- 最低制限価格の誤りの重大さについて組織としてその認識が浸透していなかったため、組織内で速やかに情報が共有されず、疑義を受けた後、組織として適切な対応ができなかった。

※ 予定価格とは、地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つもの

※ 最低制限価格とは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札しても、最低制限価格を下回る場合にはこれを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度に基づき、予定価格の各費目（内訳）の額に一定の係数を乗ずることにより算出するもの。

再発防止に向けた主な取組

上下水道局では、今回の事象を教訓とし、適正な事務執行に向けて以下のとおり取り組みます。

（1）適正な入札契約事務についての組織全体の意識向上に取り組みます。

- 予定価格等の問合せにより誤りが判明した場合、入札や契約の継続の支障となるおそれがある極めて重要な事案であることを改めて周知徹底
- 外部からの問合せ等に対して、速やかな組織内の情報共有と適切な対応を行うための局内通知の発出や研修の実施

（2）入札・契約行為や工事及び工事関連業務の設計および積算に対する知識向上に取り組みます。

- 積算システム取扱マニュアルや設計・積算チェックリストを見直したうえで再周知
- 過去の違算事例の共有、担当者の設計積算の習熟度に応じたチェック体制の構築、研修等の継続実施

（3）設計書、公表用内訳表作成時及び予定価格等決定時におけるチェック機能を強化します。

- 設計書の手入力箇所等重点的な確認、公表用内訳書のチェック体制の強化
- 公表用内訳書の様式統一、人によって解釈に差が生じないように注記を追加する等の様式変更

（4）積算システムにおけるシステム改修等の対応を行います。（※今回の積算誤りの原因となった積算システムエラーは解消済み）

- システム改修後における改修内容の周知・浸透、改修により影響が生じる箇所の設計書審査時における重点的な確認
- 年間保守契約におけるシステムのエラーチェック等の定期点検実施

（5）情報共有を徹底します。

- 情報共有ツール（チャット等）の活用によるコミュニケーションの活性化と速やかな情報共有の習慣付け
- 情報共有しやすい職場環境づくりと、情報共有に対する意識の向上